

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>都道府県漁業調整規則例</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項並びに第一百九条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、〇〇県漁業調整規則を次のように定める。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>〇〇県知事 氏 名</p>	<p>石川県漁業調整規則</p> <p>石川県漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>石川県知事 谷本正憲</p>	<p>石川県漁業調整規則</p> <p>石川県漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>昭和四十年一月十日</p> <p>石川県知事 中西陽一</p>	<p>石川県内水面漁業調整規則</p> <p>石川県内水面漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>昭和四十四年九月九日</p> <p>石川県知事 中西陽一</p>
<p>〇〇県漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 漁業の許可（第四条—第三十二条）</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十三条—第五十条）</p> <p>第四章 漁業の取締り（第五十一条—第五十四条）</p> <p>第五章 雑則（第五十五条—第六十条）</p> <p>第六章 罰則（第六十一条—第六十四条）</p>	<p>石川県漁業調整規則</p> <p>石川県漁業調整規則（昭和四十年石川県規則第一号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 漁業の許可（第四条—第三十一条）</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十二条—第四十四条）</p> <p>第四章 漁業の取締り（第四十五条—第四十八条）</p> <p>第五章 雑則（第四十九条—第五十四条）</p> <p>第六章 罰則（第五十五条—第五十八条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 漁業の許可（第七条—第三十三条）</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第三十四条—第五十五条の二）</p> <p>第四章 罰則（第五十六条—第五十九条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 水産動物の採捕の許可（第六条—第二十三条）</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第二十四条—第三十七条）</p> <p>第四章 罰則（第三十八条—第四十一条）</p> <p>附則</p>
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）、水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、〇〇県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、石川県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまって、石川県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまって石川県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、もって漁業秩序の確立を期することを目的とする。</p>
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この規則は、漁業法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。</p>
<p>（県内に住所を有しない者の申請）</p> <p>第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項、第三十二条第二項又は第三十四条第三項の申請書を知事に提出</p>	<p>（県内に住所を有しない者の申請）</p> <p>第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項又は第三十三条第三項の申請書を知事に提出しようとする場合</p>	<p>（県内に住所を有しない者の申請又は届出）</p> <p>第三条 県内に住所を有しない者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その</p>	<p>第三条 削除</p> <p>（平一二規則四）</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則								
しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。	には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。	住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。 一 小型機船底びき網漁業のうち手繰第一種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第一号の漁業をいう。） 二 第七条第六号に規定する小型いかつり漁業（総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用して行うするめいかを目的とするものに限る。）									
（代表者の届出） 第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	（代表者の届出） 第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	（代表者の届出） 第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記様式第一号によるものとする。	（代表者の届出） 第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記様式第一号によるものとする。								
（削る）	（削る）	（漁業権等に関する申請書の様式） 第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 一 漁業法第八条第六項の規定による許可の申請書 別記様式第二号 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記様式第三号	（漁業権等に関する申請書の様式） 第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記様式第二号 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記様式第三号 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 別記様式第四号								
（削る）	（削る）	（小型機船底びき網漁業の地方名称） 第六条 小型機船底びき網漁業取締規則第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるものとする。 <table border="1" data-bbox="1531 1640 2160 1948"> <thead> <tr> <th>小型機船底びき網漁業の種類</th> <th>地方名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手操 第一種漁業</td> <td>機船手操網漁業 手びき網漁業</td> </tr> <tr> <td>手操 第二種漁業</td> <td>えびこぎ網漁業 自家用餌料びき網漁業 なまここぎ網漁業</td> </tr> <tr> <td>手操 第三種漁業</td> <td>貝けた網漁業 なま</td> </tr> </tbody> </table>	小型機船底びき網漁業の種類	地方名称	手操 第一種漁業	機船手操網漁業 手びき網漁業	手操 第二種漁業	えびこぎ網漁業 自家用餌料びき網漁業 なまここぎ網漁業	手操 第三種漁業	貝けた網漁業 なま	
小型機船底びき網漁業の種類	地方名称										
手操 第一種漁業	機船手操網漁業 手びき網漁業										
手操 第二種漁業	えびこぎ網漁業 自家用餌料びき網漁業 なまここぎ網漁業										
手操 第三種漁業	貝けた網漁業 なま										

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則		旧 石川県内水面漁業調整規則
		こけた網漁業	こけた網漁業	
		打瀬漁業	手びき打瀬網漁業	
			えび打瀬網漁業	
<p>第二章 漁業の許可</p> <p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）</p> <p>二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業</p> <p>三 しじみ漁業 内水面においてじょれんによりしじみをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業を除く。）</p> <p>四 さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業</p> <p>五 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）</p> <p>六 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）</p> <p>七 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業</p> <p>八 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）</p> <p>九 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網によ</p>	<p>第二章 漁業の許可</p> <p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第七号、第九号、第十一号及び第十三号から第十五号までに掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業</p> <p>二 ごち網漁業 海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業</p> <p>三 船びき網漁業 海面において動力漁船を使用して船びき網により行う漁業</p> <p>四 はえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ若しくはますをとることを目的とするはえ縄により行う漁業又は珠洲市禄剛埼突端正東（真方位による。以下同じ。）の線以南の海域において動力漁船を使用してまだら若しくはすけそうだらをとることを目的とするはえ縄により行う漁業</p> <p>五 刺し網漁業 海面において動力漁船を使用して刺し網により行う漁業（いわし、さば、ぶり、かつお又はさんまを目的とするものに限る。第八号に掲げるこぎ刺し網漁業及び第九号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）</p> <p>六 小型いか釣り漁業 海面において小型いか釣りにより行う漁業（総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用してするめいかをとることを目的とする漁業又は羽咋郡志賀町福浦灯台中心点正西の線以南の海域において総トン数三十トン未満の動力</p>	<p>第二章 漁業の許可</p> <p>（漁業の許可）</p> <p>第七条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十三号までに規定する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第七号、第九号、第十一号及び第十三号から第十五号までに規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により漁業（第七号、第九号、第十一号及び第十三号から第十五号までに掲げる漁業の方法に係るものに限る。）を営む権利を有する者が、当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「小型まき網漁業」という。）</p> <p>二 ごち網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「ごち網漁業」という。）</p> <p>三 船びき網（動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「船びき網漁業」という。）</p> <p>四 はえなわ（総トン数十トン以上の動力漁船を使用して行うさけ若しくはますを目的とするもの又は珠洲市禄剛埼突端正東（真方位による。以下同じ。）の線以南の海域において動力漁船を使用して行うたら若しくはすけそうだらを目的とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「はえなわ漁業」という。）</p> <p>五 さし網（動力漁船を使用して行ういわし、さば、ぶり、かつお又はさんまを目的とするものに限る。ただし、第八号及び第九号に掲げるものを除く。当該漁業の方法による漁業を以下「さし網漁業」という。）</p> <p>六 小型いかつり（総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用して行うするめいかを目的とするもの又は羽咋郡志賀町福浦灯台中心点正西の線以南の海域において総トン数三十トン未満の動力漁船を使用して行</p>		

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則 (案)	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>り行う漁業</p> <p>十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業</p> <p>十一 さけ・ますはえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ・ますはえ縄により行う漁業</p> <p>十二 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業 (中型まき網漁業を除く。)</p> <p>十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業</p> <p>十四 潜水器漁業 海面において潜水器 (簡易潜水器を含む。) により行う漁業</p> <p>十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業</p> <p>十七 ふくろ網漁業 内水面においてふくろ網により行う漁業 (第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。)</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。</p>	<p>漁船を使用してけんさきいか若しくはぶどういか (地方名称あかいか) をとることを目的とする漁業に限る。)</p> <p>七 かが漁業 海面においてかごにより行う漁業</p> <p>八 こぎ刺し網漁業 海面においてこぎ刺し網により行う漁業 (動力漁船を使用して海底に接する二重又は三重の刺し網漁具をえい航し、又は引き回してするものに限る。)</p> <p>九 固定式刺し網漁業 海面において動力漁船を使用して固定式刺し網により行う漁業</p> <p>十 しいらづけ漁業 海面において動力漁船を使用してしいらづけにより行う漁業 (中型まき網漁業を除く。)</p> <p>十一 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業 (動力漁船を使用して羽咋郡志賀町福浦灯台中心点正西の線以南の海域で行うものに限る。)</p> <p>十二 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業 (集魚灯を使用するものに限る。)</p> <p>十三 地こぎ網漁業 海面において動力漁船を使用して地こぎ網により行う漁業</p> <p>十四 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業</p> <p>十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>十六 潜水器漁業 海面において潜水器 (簡易潜水器を含む。) により行う漁業</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。</p>	<p>うけんさきいか若しくはぶどういか (地方名称あかいか) を目的とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「小型いかつり漁業」という。)</p> <p>七 かが (当該漁業の方法による漁業を以下「かが漁業」という。)</p> <p>八 こぎさし網 (動力漁船を使用して海底に接する二重又は三重さし網漁具をえい航し、又は引き回してするものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「こぎさし網漁業」という。)</p> <p>九 固定式さし網 (動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「固定式さし網漁業」という。)</p> <p>十 しいらづけ (動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「しいらづけ漁業」という。)</p> <p>十一 たこつぼ (羽咋郡志賀町福浦灯台中心点正西の線以南の海域において動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「たこつぼ漁業」という。)</p> <p>十二 敷網 (集魚灯を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「敷網漁業」という。)</p> <p>十三 地こぎ網 (動力漁船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を以下「地こぎ網漁業」という。)</p> <p>十四 小型定置 (当該漁業の方法による漁業を以下「小型定置漁業」という。)</p> <p>十五 地びき網 (当該漁業の方法による漁業を以下「地びき網漁業」という。)</p> <p>十六 潜水器 (簡易潜水器を使用するものを含む。当該漁業の方法による漁業を以下「潜水器漁業」という。)</p>	
<p>(許可を受けた者の責務)</p> <p>第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p>	<p>(許可を受けた者の責務)</p> <p>第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(起業の認可)</p> <p>第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等</p>	<p>(起業の認可)</p> <p>第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等</p>	<p>(起業の認可)</p> <p>第二十一条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>	<p>ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>	<p>具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p> <p>2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第四号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。</p>	
<p>第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p>	<p>第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p>	<p>第二十二條 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。</p>	
<p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 知事許可漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をすることができるかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 知事許可漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をすることができるかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第八条 漁業法第六十六条第一項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下単に「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第六十六条第一項の規定による漁業及び前条第一号から第十三号までに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第四号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業（以下単に「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十二條第一項、第二十七條及び第二十八條第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。</p> <p>4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
		<p>議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第一項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。</p>	
<p>(許可又は起業の認可をしない場合)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p>	<p>(許可又は起業の認可をしない場合)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p>	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第二十三条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合</p> <p>三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(許可又は起業の認可についての適格性)</p> <p>第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p>	<p>(許可又は起業の認可についての適格性)</p> <p>第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p>	<p>(許可等についての適格性)</p> <p>第二十四条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>三 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>三 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。</p>	
<p>（新規の許可又は起業の認可）</p> <p>第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>三 推進機関の馬力数</p> <p>四 操業区域</p> <p>五 漁業時期</p> <p>六 . . .</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれ</p>	<p>（新規の許可又は起業の認可）</p> <p>第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）</p> <p>二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>三 推進機関の馬力数</p> <p>四 操業区域</p> <p>五 漁業時期</p> <p>六 漁業を営む者の資格</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれ</p>	<p>（許可等の定数）</p> <p>第二十五条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業につき及び漁業法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。</p> <p>2 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p> <p>3 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第一項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。</p> <p>4 知事は、第一項の定数（前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めたときは、これを公示する。</p> <p>5 第二項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。</p> <p>（許可等の基準）</p> <p>第二十六条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>かに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>かに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>二 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。</p> <p>2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第八条第三項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 当該漁業の操業状況</p> <p>二 各申請者が当該漁業に依存する程度</p> <p>三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数</p> <p>4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするとき、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p>	
<p>（公示における留意事項）</p> <p>第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占</p>	<p>（公示における留意事項）</p> <p>第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占</p>		

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p>	<p>める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p>		
<p>（許可等の条件）</p> <p>第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>（許可等の条件）</p> <p>第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>（許可等の制限又は条件）</p> <p>第十四条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の許可をするに当たり、当該許可又は起業の許可に制限又は条件を付けることがある。</p>	
<p>（継続の許可又は起業の認可等）</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、</p>	<p>（継続の許可又は起業の認可等）</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、</p>	<p>（許可等の特例）</p> <p>第二十七条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。</p>	<p>その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。</p>	<p>受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合</p> <p>二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。</p> <p>三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合</p> <p>四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合</p> <p>2 知事は、前項第二号若しくは第三号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p>	
<p>（許可の有効期間）</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業 三年</p>	<p>（許可の有効期間）</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、五年とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p>	<p>（許可の有効期間）</p> <p>第九条 漁業の許可の有効期間は三年とする。ただし、第二十七条又は第二十八条第一項の規定によって許可した場合は従前の許可の残存期間とする。</p> <p>2 前項の有効期間は、同一の定数漁業について同一の期日に満了するように定めるものとする。</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則 (案)	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>三 第四条第一項第二号に掲げる漁業 一年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p>	<p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p>	<p>3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(許可の内容に違反する操業の禁止)</p> <p>第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。</p>	
<p>(変更の許可)</p> <p>第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(変更の許可)</p> <p>第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(許可の内容の変更の許可)</p> <p>第十六条 漁業の許可又は起業の許可を受けた者が漁業の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第七号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、第八条第六項の規定を準用する。</p>	
<p>(相続又は法人の合併若しくは分割)</p> <p>第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、</p>	<p>(相続又は法人の合併若しくは分割)</p> <p>第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その</p>	<p>(相続又は法人の合併若しくは分割)</p> <p>第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(許可等の失効)</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> <p>2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(許可等の失効)</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> <p>2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(許可等の失効)</p> <p>第三十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十九条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。</p> <p>3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。</p> <p>一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p>	
<p>(休業等の届出)</p> <p>第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(休業等の届出)</p> <p>第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>		
<p>(休業による許可の取消し)</p> <p>第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p>	<p>(休業による許可の取消し)</p> <p>第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p>	<p>第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																																														
<p>2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>除き、次条第一項若しくは第四十七条の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、同法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。</p> <p>4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>																																															
<p>（資源管理の状況等の報告）</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="145 1052 756 1507"> <thead> <tr> <th>知事許可漁業の種類</th> <th>期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> <tr> <td>うなぎ稚魚漁業</td> <td>漁業時期の終了後三十日以内</td> </tr> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>当該航海終了後三十日以内</td> </tr> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> </tbody> </table>	知事許可漁業の種類	期限	中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業	翌月の十日まで	うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後三十日以内	〇〇漁業	当該航海終了後三十日以内	〇〇漁業	翌月の十日まで	<p>（資源管理の状況等の報告）</p> <p>第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="842 1052 1454 1955"> <thead> <tr> <th>知事許可漁業の種類</th> <th>期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に限る。）、中型まき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業及びかご漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。)</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業を除く。）、小型まき網漁業、ごち網漁業、船びき網漁業、はえ縄漁業、刺し網漁業、小型いか釣り漁業、かご漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものを除く。）、こぎ刺し網漁業、固定式さし網漁業、しいらづけ漁業、たこつぼ漁業、敷網漁業、地こぎ網漁業、小</td> <td>翌月の末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	知事許可漁業の種類	期限	小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に限る。）、中型まき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業及びかご漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。)	翌月の十日まで	小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業を除く。）、小型まき網漁業、ごち網漁業、船びき網漁業、はえ縄漁業、刺し網漁業、小型いか釣り漁業、かご漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものを除く。）、こぎ刺し網漁業、固定式さし網漁業、しいらづけ漁業、たこつぼ漁業、敷網漁業、地こぎ網漁業、小	翌月の末日まで	<p>（漁獲成績報告書の提出）</p> <p>第五十五条の二 次の表の上欄に掲げる漁業の許可を受けた者は、同表の中欄に掲げる報告書を同表の下欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1510 1010 2181 1955"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>報告書の種類</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に限る。)</td> <td>毎月の漁獲成績報告書</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業を除く。)</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>毎月の漁獲成績報告書</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>ごち網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>船びき網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>はえなわ漁業</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>さし網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>小型いかつり漁業</td> <td>毎年の漁獲成績報告書</td> <td>操業期間終了後一箇月以内</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	報告書の種類	提出期限	小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に限る。)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで	小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業を除く。)	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	中型まき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで	小型まき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	ごち網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	船びき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	はえなわ漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	さし網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	小型いかつり漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内	
知事許可漁業の種類	期限																																																
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業	翌月の十日まで																																																
うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後三十日以内																																																
〇〇漁業	当該航海終了後三十日以内																																																
〇〇漁業	翌月の十日まで																																																
知事許可漁業の種類	期限																																																
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に限る。）、中型まき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業及びかご漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。)	翌月の十日まで																																																
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業を除く。）、小型まき網漁業、ごち網漁業、船びき網漁業、はえ縄漁業、刺し網漁業、小型いか釣り漁業、かご漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものを除く。）、こぎ刺し網漁業、固定式さし網漁業、しいらづけ漁業、たこつぼ漁業、敷網漁業、地こぎ網漁業、小	翌月の末日まで																																																
漁業の種類	報告書の種類	提出期限																																															
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に限る。)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで																																															
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業を除く。)	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															
中型まき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで																																															
小型まき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															
ごち網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															
船びき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															
はえなわ漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															
さし網漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															
小型いかつり漁業	毎年の漁獲成績報告書	操業期間終了後一箇月以内																																															

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																																			
<p>2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 報告の対象となる期間</p> <p>四 漁獲量その他の漁業生産の実績</p> <p>五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況</p> <p>六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況</p> <p>七 その他必要な事項</p>	<table border="1" data-bbox="839 159 1460 247"> <tr> <td>型定置漁業、地びき網漁業 及び潜水器漁業</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）</p> <p>二 許可番号</p> <p>三 報告の対象となる期間</p> <p>四 漁獲量その他の漁業生産の実績</p> <p>五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況</p> <p>六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況</p> <p>七 その他必要な事項</p>	型定置漁業、地びき網漁業 及び潜水器漁業		<table border="1" data-bbox="1504 159 2193 1335"> <tr> <td>かご漁業（べにずわいがにを目的とするものに限る。）</td> <td>毎月の漁獲成績 報告書</td> <td>翌月の十日まで</td> </tr> <tr> <td>かご漁業（べにずわいがにを目的とするものを除く。）</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>こぎさし網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>翌年二月十日まで</td> </tr> <tr> <td>固定式さし網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>しいらづけ漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>たこつぼ漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>敷網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>地こぎ網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>地びき網漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> <tr> <td>潜水器漁業</td> <td>毎年の漁獲成績 報告書</td> <td>操業期間終了後 一箇月以内</td> </tr> </table> <p>2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。</p>	かご漁業（べにずわいがにを目的とするものに限る。）	毎月の漁獲成績 報告書	翌月の十日まで	かご漁業（べにずわいがにを目的とするものを除く。）	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	こぎさし網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	翌年二月十日まで	固定式さし網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	しいらづけ漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	たこつぼ漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	敷網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	地こぎ網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	小型定置漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	地びき網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	潜水器漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内	
型定置漁業、地びき網漁業 及び潜水器漁業																																						
かご漁業（べにずわいがにを目的とするものに限る。）	毎月の漁獲成績 報告書	翌月の十日まで																																				
かご漁業（べにずわいがにを目的とするものを除く。）	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
こぎさし網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	翌年二月十日まで																																				
固定式さし網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
しいらづけ漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
たこつぼ漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
敷網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
地こぎ網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
小型定置漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
地びき網漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
潜水器漁業	毎年の漁獲成績 報告書	操業期間終了後 一箇月以内																																				
<p>（適格性の喪失等による許可等の取消し等）</p> <p>第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。</p> <p>2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、</p>	<p>（適格性の喪失等による許可等の取消し等）</p> <p>第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。</p> <p>2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、</p>	<p>（許可等の取消し）</p> <p>第三十條 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十四條に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。</p>																																				

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>		
<p>（公益上の必要による許可等の取消し等）</p> <p>第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p>	<p>（公益上の必要による許可等の取消し等）</p> <p>第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p>	<p>（漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等）</p> <p>第三十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し又は操業を停止させることがある。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行なうことがある。</p> <p>4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第一項及び第二項の場合は、第三十条第二項の規定を準用する。</p>	
<p>（許可証の交付）</p> <p>第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 操業区域及び漁業時期</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>五 許可の有効期間</p> <p>六 条件</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p>	<p>（許可証の交付等）</p> <p>第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 操業区域及び漁業時期</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>五 許可の有効期間</p> <p>六 条件</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p>	<p>（許可証の交付）</p> <p>第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請書に別記様式第五号の許可証を交付する。</p>	
<p>（許可証の備付け等の義務）</p> <p>第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、</p>	<p>（許可証の備付け等の義務）</p> <p>第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、</p>	<p>（許可証の携帯義務）</p> <p>第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p>	<p>又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p>	<p>業責任者に携帯させなければならない。</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。</p>	
<p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p>	<p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p>	<p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p>	
<p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>四 書換えの内容</p> <p>五 書換えを必要とする理由</p>	<p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>四 書換えの内容</p> <p>五 書換えを必要とする理由</p>	<p>（許可証の書換え交付の申請）</p> <p>第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更を生じたときは、すみやかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、この工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき）、別記様式第八号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p>	
<p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p>	<p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p>	<p>（許可証の再交付の申請）</p> <p>第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を附して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p>	
<p>（許可証の書換え交付及び再交付）</p>	<p>（許可証の書換え交付及び再交付）</p>	<p>（許可証の書換え交付及び再交付）</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十三条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</p> <p>二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> <p>三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。</p> <p>四 第二十二條第二項又は第二十三條第一項の規定により、許可を変更したとき。</p> <p>五 第二十七條の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p>	<p>第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</p> <p>二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> <p>三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。</p> <p>四 第二十二條第二項又は第二十三條第一項の規定により、許可を変更したとき。</p> <p>五 第二十七條の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p>	<p>第十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十六条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。</p> <p>二 第十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p> <p>三 第二十九條第二項の規定による届出があつたとき。</p> <p>四 第三十二條第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し又は制限若しくは条件を付けたとき。</p>	
<p>（許可証の返納）</p> <p>第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。</p>	<p>（許可証の返納）</p> <p>第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。</p>	<p>（許可証の返納）</p> <p>第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 漁業の許可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前二項の手続をしなければならない。</p>	
<p>（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）</p> <p>第三十一条 許可を受けた者（第四条第一項第○号及び第○号に掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p>	<p>（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）</p> <p>第三十一条 小型機船及びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p>	<p>（許可番号の表示）</p> <p>第十三条 小型機船及びき網漁業及び小型さけ、ます流し網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の概ね中央部に別記様式第六号による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、小型さけ、ます流し網漁業の許可番号の表示については特別の事由により知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 小型機船及びき網漁業及び小型さけ、ます流し網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに前項の規定によりした</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
		表示を消さなければならない。	
<p>(特定の漁業の許可)</p> <p>第三十二条 漁業生産力の発展に特に寄与すると知事が認める試験研究又は新技術の企業化のために、次に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 〇〇漁業・・・</p> <p>二 〇〇漁業・・・</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 第九条第一項第二号に該当する場合</p> <p>二 申請者が第十条第一項各号のいずれかに該当する者である場合</p> <p>三 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>4 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、許可に条件を付けることができる。</p> <p>5 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可後、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>6 第一項の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに三年を超えない範囲内において知事が定めるものとする。</p> <p>7 知事は、第一項の許可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可を取り消さなければならない。</p> <p>8 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p>			

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																				
<p>9 第一項の許可を受けた者は、第二十一条第二項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>10 前項に定めるもののほか、同項の規定による報告に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。</p> <p>11 第八条第二項、第二十三条第一項及び第二十四条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用する。</p>																							
<p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 （漁業の禁止）</p> <p>第三十三条 何人も、次に掲げる漁業を営んではならない。</p> <p>一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業</p> <p>イ ○○（以下「○○漁業」という。）</p> <p>ロ ○○（以下「○○漁業」という。）</p> <p>二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業</p> <p>イ 沖縄式追込網（以下「沖縄式追込網漁業」という。）</p> <p>ロ 空釣こぎ（以下「空釣こぎ漁業」という。）</p>	<p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 （漁業の禁止）</p> <p>第三十二条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。</p> <p>一 沖縄式追込網</p> <p>二 空釣こぎ</p> <p>三 総トン数十トン未満の動力漁船を使用して行うさけ又はますを目的とするはえ縄（次の表の上欄に掲げる区域において同表の下欄に掲げる期間内に行うものを除く。）</p> <table border="1" data-bbox="825 1098 1448 1944"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東経百三十九度の線、次の各点を順次に結ぶ線、次のホ点からへ点に至る線の延長線及び最大高潮時海岸線によって囲まれる海域のうち石川県沖合海域</td> <td rowspan="6">一月一日から五月十五日まで</td> </tr> <tr> <td>イ 北緯三十九度十分東経百三十九度の点</td> </tr> <tr> <td>ロ 北緯三十八度四十分東経百三十八度の点</td> </tr> <tr> <td>ハ 北緯三十八度四十分東経百三十七度の点</td> </tr> <tr> <td>ニ 北緯三十八度東経百三十六度の点</td> </tr> <tr> <td>ホ 北緯三十七度東経百三十六度の点</td> </tr> <tr> <td>へ 福井県越前岬北西五十海里の点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	東経百三十九度の線、次の各点を順次に結ぶ線、次のホ点からへ点に至る線の延長線及び最大高潮時海岸線によって囲まれる海域のうち石川県沖合海域	一月一日から五月十五日まで	イ 北緯三十九度十分東経百三十九度の点	ロ 北緯三十八度四十分東経百三十八度の点	ハ 北緯三十八度四十分東経百三十七度の点	ニ 北緯三十八度東経百三十六度の点	ホ 北緯三十七度東経百三十六度の点	へ 福井県越前岬北西五十海里の点		<p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等 （漁業の禁止）</p> <p>第三十七条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。</p> <p>一 沖縄式追込網</p> <p>二 空つりこぎ</p> <p>三 総トン数十トン未満の動力漁船を使用して行うさけ又はますを目的とするはえなわ（別表の上欄に掲げる区域において同表の下欄に掲げる期間内に行うものを除く。）</p> <p>別表（第三十七条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1525 1234 2148 1944"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東経百三十九度の線、次の各点を順次に結ぶ線、次のホ点からへ点に至る線の延長線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれる海域のうち石川県沖合海域</td> <td rowspan="6">一月一日から五月十五日まで</td> </tr> <tr> <td>イ 北緯三十九度十分、東経百三十九度の点</td> </tr> <tr> <td>ロ 北緯三十八度四十分、東経百三十八度の点</td> </tr> <tr> <td>ハ 北緯三十八度四十分、東経百三十七度の点</td> </tr> <tr> <td>ニ 北緯三十八度、東経百三十六度の点</td> </tr> <tr> <td>ホ 北緯三十七度、東経百三十六度の点</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	東経百三十九度の線、次の各点を順次に結ぶ線、次のホ点からへ点に至る線の延長線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれる海域のうち石川県沖合海域	一月一日から五月十五日まで	イ 北緯三十九度十分、東経百三十九度の点	ロ 北緯三十八度四十分、東経百三十八度の点	ハ 北緯三十八度四十分、東経百三十七度の点	ニ 北緯三十八度、東経百三十六度の点	ホ 北緯三十七度、東経百三十六度の点	
区 域	期 間																						
東経百三十九度の線、次の各点を順次に結ぶ線、次のホ点からへ点に至る線の延長線及び最大高潮時海岸線によって囲まれる海域のうち石川県沖合海域	一月一日から五月十五日まで																						
イ 北緯三十九度十分東経百三十九度の点																							
ロ 北緯三十八度四十分東経百三十八度の点																							
ハ 北緯三十八度四十分東経百三十七度の点																							
ニ 北緯三十八度東経百三十六度の点																							
ホ 北緯三十七度東経百三十六度の点																							
へ 福井県越前岬北西五十海里の点																							
区 域	期 間																						
東経百三十九度の線、次の各点を順次に結ぶ線、次のホ点からへ点に至る線の延長線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれる海域のうち石川県沖合海域	一月一日から五月十五日まで																						
イ 北緯三十九度十分、東経百三十九度の点																							
ロ 北緯三十八度四十分、東経百三十八度の点																							
ハ 北緯三十八度四十分、東経百三十七度の点																							
ニ 北緯三十八度、東経百三十六度の点																							
ホ 北緯三十七度、東経百三十六度の点																							

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則		旧 石川県内水面漁業調整規則
		十六度の点 へ 福井県越前岬北西五十海 里の点		
<p>（内水面における水産動植物の採捕の許可）</p> <p>第三十四条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 やな</p> <p>二 まき網</p> <p>三 打瀬網</p> <p>四 す建網</p> <p>五 刺し網</p> <p>六 建干網</p> <p>七 石かま漁法（石倉漁法を含む。）</p> <p>八 鵜飼漁法</p> <p>九 ……</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 第四条第一項又は第三十二条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合</p> <p>二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合</p> <p>三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕の種類</p> <p>三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類</p> <p>四 漁具の数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p>	<p>（内水面における水産動植物の採捕の許可）</p> <p>第三十三条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 まき網</p> <p>二 敷網</p> <p>三 刺し網（流し網及びび込網を含む。以下同じ。）</p> <p>四 投網</p> <p>五 ふくろ網</p> <p>六 無動力船を使用して行う船びき網</p> <p>七 無動力船を使用して行う小桁網</p> <p>八 つきいそ漁法</p> <p>九 す建網</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合</p> <p>二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕の種類</p> <p>三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類</p> <p>四 漁具の数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の</p>		<p>第一章 水産動物の採捕の許可</p> <p>（水産動物の採捕の許可）</p> <p>第六条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権、入漁権又は漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。</p> <p>一 まき網</p> <p>二 敷網</p> <p>三 さし網（流し網及びび込網を含む。以下同じ。）</p> <p>四 投網</p> <p>五 ふくろ網</p> <p>六 無動力船を使用して行なう船びき網</p> <p>七 無動力船を使用して行なう小桁網</p> <p>八 つきいそ漁法</p> <p>九 す建網</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第七条 前条の規定による水産動物の採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、別記様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</p> <p>（許可の有効期間）</p> <p>第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。</p> <p>2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることがある。</p> <p>（許可証の交付）</p> <p>第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、当該申請者に</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合</p> <p>二 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。</p> <p>6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</p> <p>四 許可の有効期間</p> <p>五 条件</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当</p>	<p>許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合</p> <p>二 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。</p> <p>6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。</p> <p>8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</p> <p>四 許可の有効期間</p> <p>五 条件</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明し</p>		<p>別記様式第六号の許可証を交付する。</p> <p>（許可証の携帯義務）</p> <p>第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。</p> <p>（許可証の譲渡等の禁止）</p> <p>第十一条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>（許可の制限又は条件）</p> <p>第十二条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。</p> <p>（許可の内容に違反する採捕の禁止）</p> <p>第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容（採捕の種類（当該漁具又は漁法による水産動物の採捕を魚種等により区分したものをいう。）、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。）に違反して水産動物の採捕をしてはならない。</p> <p>（許可の内容の変更の許可）</p> <p>第十四条 採捕の許可を受けた者が、採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第七号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、第七条第二項の規定を準用する。（許</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。</p> <p>12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六條から第三十條までの規定は、採捕の許可について準用する。</p>	<p>た許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。</p> <p>12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六條から第三十條までの規定は、採捕の許可について準用する。</p>		<p>可証の書換え交付の申請)第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(採捕の許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、別記様式第八号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第十七条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十四条の許可をしたとき。</p> <p>二 第十五条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請のあつたとき。</p> <p>三 第二十二條第一項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、すみやかに、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前二項の手続をしなければならない。</p> <p>(許可をしない場合)</p> <p>第十九条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、採捕の許可をしない。</p> <p>一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
			<p>二 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。</p> <p>第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。</p> <p>3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。</p> <p>（漁業調整のための許可の変更若しくは取消し又は採捕の停止等）</p> <p>第二十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれら</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則									
			<p>の規定に基づく処分に違反したときも前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。</p> <p>4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第一項及び第二項の場合には、第二十条第二項の規定を準用する。</p> <p>(許可の失効)</p> <p>第二十三条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p>									
<p>(保護水面における採捕の禁止)</p> <p>第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面(水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。)の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="112 1098 786 1906"> <thead> <tr> <th>保護水面の区域</th> <th>禁止期間</th> <th>水産動植物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点</td> <td>〇月〇日 から 〇月〇日 まで</td> <td>全ての水産動植物</td> </tr> <tr> <td>次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点</td> <td>〇月〇日 から 〇月〇日 まで</td> <td>〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	保護水面の区域	禁止期間	水産動植物	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点	〇月〇日 から 〇月〇日 まで	全ての水産動植物	次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点	〇月〇日 から 〇月〇日 まで	〇〇〇	(定めない)		
保護水面の区域	禁止期間	水産動植物										
次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点	〇月〇日 から 〇月〇日 まで	全ての水産動植物										
次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点	〇月〇日 から 〇月〇日 まで	〇〇〇										
(禁止期間)	(第 37 条で規定)											

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																		
<p>第三十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="142 468 780 884"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>しらうお</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>あかがい</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>たいらぎ</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>なまこ</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>てんぐさ</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>わかめ</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td>○月○日から○月○日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p>	水産動植物	禁止期間	あゆ	○月○日から○月○日まで	しらうお	○月○日から○月○日まで	あかがい	○月○日から○月○日まで	たいらぎ	○月○日から○月○日まで	なまこ	○月○日から○月○日まで	てんぐさ	○月○日から○月○日まで	わかめ	○月○日から○月○日まで	・・・	○月○日から○月○日まで			
水産動植物	禁止期間																				
あゆ	○月○日から○月○日まで																				
しらうお	○月○日から○月○日まで																				
あかがい	○月○日から○月○日まで																				
たいらぎ	○月○日から○月○日まで																				
なまこ	○月○日から○月○日まで																				
てんぐさ	○月○日から○月○日まで																				
わかめ	○月○日から○月○日まで																				
・・・	○月○日から○月○日まで																				
<p>（全長等の制限）</p> <p>第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物であって、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第四条第一項第一号に掲げるもじやこ漁業若しくは同項第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="142 1423 780 1749"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>大 き さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長三十センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>全長〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ぶり</td> <td>全長十五センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>あさり</td> <td>殻長〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>さざえ</td> <td>殻長〇〇センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td>・・・</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 何人も、内水面において、いわな、さけ、ます（にじますを除く。）又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>3 前二項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p>	水産動植物	大 き さ	うなぎ	全長三十センチメートル以下	こい	全長〇〇センチメートル以下	ぶり	全長十五センチメートル以下	あさり	殻長〇〇センチメートル以下	さざえ	殻長〇〇センチメートル以下	・・・	・・・	<p>（第 37 条で規定）</p>						
水産動植物	大 き さ																				
うなぎ	全長三十センチメートル以下																				
こい	全長〇〇センチメートル以下																				
ぶり	全長十五センチメートル以下																				
あさり	殻長〇〇センチメートル以下																				
さざえ	殻長〇〇センチメートル以下																				
・・・	・・・																				

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																												
<p>(漁具漁法の制限及び禁止)</p> <p>第三十八条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 水中に電流を通じてする漁法</p> <p>二 動力を利用する瀬干漁法</p> <p>三 . . .</p>	<p>(漁具漁法の制限及び禁止)</p> <p>第三十四条 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 水中に電流を通じてする漁法</p> <p>二 河川において立廻網類により魚類を取り囲む漁法</p> <p>三 河川において鵜縄を用いてする漁法</p> <p>四 火光を利用してする漁法(食用がえる及びやつめうなぎを採捕するものを除く。)</p> <p>五 河川においてやな類を設置してする漁法</p> <p>六 江替又は瀬替</p> <p>七 あゆをとることを目的とするところ釣</p> <p>八 あゆをとることを目的とする引掛釣</p> <p>九 あゆ若しくははうぐいをとることを目的とする刺し網を二統以上連結する漁法又はこれと類似の方法をもつてする漁法</p> <p>十 釜</p> <p>十一 動力を使用して行う船びき網</p> <p>十二 動力を使用して行う底びき網</p>		<p>(漁具、漁法の制限及び禁止)</p> <p>第二十七条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 水中に電流を通じてなす漁法</p> <p>二 河川において立廻網類をもつて魚類を圍繞してなす漁法</p> <p>三 河川において鵜なわを用いてなす漁法</p> <p>四 火光を利用してなす漁法(食用がえる及び八ツ目うなぎを採捕するものを除く。)</p> <p>五 河川においてやな類を設置してなす漁法</p> <p>六 江替又は瀬替</p> <p>七 あゆのころころ釣</p> <p>八 あゆの引掛釣</p> <p>九 あゆ、うぐいのさし網を二統以上連結し、又はこれと類似の方法をもつてなす漁法</p> <p>十 釜</p> <p>十一 動力を使用して行なう船びき網</p> <p>十二 動力を使用して行なう底びき網</p>																												
<p>第三十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="142 1276 780 1948"> <thead> <tr> <th>漁具又は漁法</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建干網</td> <td>網目 十五センチメートルにつき〇節以下</td> </tr> <tr> <td>す建、す干</td> <td>すの間隔 〇〇センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>〇〇をとることを目的とする桁</td> <td>幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>〇〇をとることを目的とする〇〇網</td> <td>網目 十五センチメートルにつき〇節以下(もじ網にあつては五十センチメートルにつき〇〇以下)</td> </tr> <tr> <td>自家用釣餌(つりじ)料をとることを目的とする</td> <td>ビームの長さ 〇〇センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	漁具又は漁法	範囲	建干網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下	す建、す干	すの間隔 〇〇センチメートル以上	〇〇をとることを目的とする桁	幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上	〇〇をとることを目的とする〇〇網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下(もじ網にあつては五十センチメートルにつき〇〇以下)	自家用釣餌(つりじ)料をとることを目的とする	ビームの長さ 〇〇センチメートル以下	<p>第三十五条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="834 1276 1478 1598"> <thead> <tr> <th>漁具又は漁法</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ又ははうぐいをとることを目的とする刺し網</td> <td>網丈 九十センチメートル以下 浮子網の長さ 五・五メートル以下 網目 二・八センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※小型機船底びき網に関する規定は全て削る。)</p>	漁具又は漁法	範囲	あゆ又ははうぐいをとることを目的とする刺し網	網丈 九十センチメートル以下 浮子網の長さ 五・五メートル以下 網目 二・八センチメートル以上	<p>(漁具漁法の制限及び禁止)</p> <p>第三十八条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1325 2175 1780"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用餌料の採捕を目的とする小型機船底びき網</td> <td>ビームの長さは四・五メートル以下</td> </tr> <tr> <td>貝類の採捕を目的とする小型機船底びき網</td> <td>桁の中は四メートル以下、爪の間隔は七センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>魚類の採捕を目的とする小型機船底びき網</td> <td>囊網の目合は十五センチメートルにつき十二節以下又は網目二、七センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	名称	範囲	自家用餌料の採捕を目的とする小型機船底びき網	ビームの長さは四・五メートル以下	貝類の採捕を目的とする小型機船底びき網	桁の中は四メートル以下、爪の間隔は七センチメートル以上	魚類の採捕を目的とする小型機船底びき網	囊網の目合は十五センチメートルにつき十二節以下又は網目二、七センチメートル以上	<p>第二十八条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、当該漁具は、同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="2228 1276 2873 1551"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、うぐいのさし網</td> <td>網丈九十センチメートル以下、浮子網の長さ五・五メートル以下、網目二・八センチメートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	名称	範囲	あゆ、うぐいのさし網	網丈九十センチメートル以下、浮子網の長さ五・五メートル以下、網目二・八センチメートル以上
漁具又は漁法	範囲																														
建干網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下																														
す建、す干	すの間隔 〇〇センチメートル以上																														
〇〇をとることを目的とする桁	幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上																														
〇〇をとることを目的とする〇〇網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下(もじ網にあつては五十センチメートルにつき〇〇以下)																														
自家用釣餌(つりじ)料をとることを目的とする	ビームの長さ 〇〇センチメートル以下																														
漁具又は漁法	範囲																														
あゆ又ははうぐいをとることを目的とする刺し網	網丈 九十センチメートル以下 浮子網の長さ 五・五メートル以下 網目 二・八センチメートル以上																														
名称	範囲																														
自家用餌料の採捕を目的とする小型機船底びき網	ビームの長さは四・五メートル以下																														
貝類の採捕を目的とする小型機船底びき網	桁の中は四メートル以下、爪の間隔は七センチメートル以上																														
魚類の採捕を目的とする小型機船底びき網	囊網の目合は十五センチメートルにつき十二節以下又は網目二、七センチメートル以上																														
名称	範囲																														
あゆ、うぐいのさし網	網丈九十センチメートル以下、浮子網の長さ五・五メートル以下、網目二・八センチメートル以上																														

都道府県漁業調整規則例		新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則							
<table border="1"> <tr> <td>る小型機船底びき網</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇をとることを目的とする流し網</td> <td>網目 十五センチメートル につき〇節以下 反数 〇〇反以下</td> </tr> <tr> <td>四手網</td> <td>網目 十五センチメートル につき〇節以下</td> </tr> <tr> <td>地びき網</td> <td>袖網の長さ 〇〇メートル 以下</td> </tr> </table>	る小型機船底びき網		〇〇をとることを目的とする流し網	網目 十五センチメートル につき〇節以下 反数 〇〇反以下	四手網	網目 十五センチメートル につき〇節以下	地びき網	袖網の長さ 〇〇メートル 以下			
る小型機船底びき網											
〇〇をとることを目的とする流し網	網目 十五センチメートル につき〇節以下 反数 〇〇反以下										
四手網	網目 十五センチメートル につき〇節以下										
地びき網	袖網の長さ 〇〇メートル 以下										
<p>（禁止区域等）</p> <p>第四十条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面</p> <p>ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</p> <p>二 ……</p>	<p>（禁止区域等）</p> <p>第三十六条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動物を採捕してはならない。</p> <p>一 手取川白山発電用ダム上流端から上流五十メートル下流一の宮大橋下流端の間の区域</p> <p>二 大日川河野三ヶ用水ダム上流端から上流五十メートル下流大日橋下流端に至るまでの区域</p> <p>三 犀川と伏見川との合流点から上流犀川四百六十メートルまでの区域</p> <p>四 犀川大橋上流端から上流九十八メートル下流新橋下流端に至るまでの区域</p> <p>五 犀川左岸雪見橋下流端から下流八十四・五メートルの地点及び右岸同橋下流端から下流八十一・五メートルの地点を結んだ線から下流三十メートルまでの区域</p> <p>六 犀川左岸雪見橋下流端から下流四百五十六メートルの地点及び右岸同橋下流端から下流四百五十二・五メートルの地点を結んだ線から下流二十五メートルまでの区域</p> <p>七 浅野川小橋上流端から上流二百メートル下流百メートルの間の区域</p> <p>八 鶺鴒川柏原橋上流端から上流百メートル下流二百メートルの間の区域</p> <p>九 河原田川山岸農業用水ダム上流端から上流三十メートル下流五十五メートルの間の区域</p>	<p>第三十九条及び第四十条 削除</p> <p>（平二〇規則二〇）</p>	<p>（採捕の禁止区域）</p> <p>第二十九条 次に掲げる区域内においては、水産動物の採捕をしてはならない。</p> <p>一 手取川白山発電用ダム上流端から上流五十メートル、下流一の宮大橋下流端の間の区域</p> <p>二 大日川河野三ヶ用水ダム上流端から上流五十メートル、下流大日橋下流端に至るまでの区域</p> <p>三 犀川と伏見川との合流点から上流犀川四百六十メートルまでの区域</p> <p>四 犀川大橋上流端から上流九十八メートル、下流新橋下流端に至るまでの区域</p> <p>五 犀川左岸雪見橋下流端から下流八十四・五メートルの地点と右岸同橋下流端から下流八十一・五メートルの地点を結んだ線から下流三十メートルまでの区域</p> <p>六 犀川左岸雪見橋下流端から下流四百五十六メートルの地点と右岸同橋下流端から下流四百五十二・五メートルの地点を結んだ線から下流二十五メートルまでの区域</p> <p>七 浅野川小橋上流端から上流二百メートル、下流百メートルの間の区域</p> <p>八 鶺鴒川柏原橋上流端から上流百メートル、下流二百メートルの間の区域</p> <p>九 河原田川山岸農業用水ダム上流端から上流三十メートル、下流五十五メートルの間の区域</p>								
<p>第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、</p>	<p>第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、</p>	<p>（禁止期間）</p> <p>第三十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ</p>	<p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等</p> <p>（採捕の禁止期間）</p> <p>第二十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ</p>								

都道府県漁業調整規則例			新 石川県漁業調整規則 (案)			旧 石川県海面漁業調整規則		旧 石川県内水面漁業調整規則	
同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。			同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。			れ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合又はよりも、ながれもを採捕する場合はこの限りでない。		同表の下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。	
水産動植物	禁止期間	禁止区域	水産動物	禁止期間	禁止区域	名称	禁止期間	水産動物	禁止期間
一 あゆ	十月一日から十二月三十一日まで	内水面	一 あゆ	三月一日から六月十五日まで	内水面	あこやがい(しんじゆがい)	十二月一日から翌年十月三十一日まで(ただし、東経百三十七度以西の北湾の区域)	あゆ	三月一日から六月十五日まで
二 いwana (全長〇〇センチメートル以下のものに限る。)	十月一日から翌年三月三十一日まで	内水面	二 あゆ	九月一日から十月三十一日まで	大聖寺川下河崎橋上流端から上流二百五十メートル下流四百メートルの間の区域	あわび	十月一日から十二月三十一日まで	さけ	一月一日から十二月三十一日まで
三 さけ	周年	内水面			犀川と伏見川との合流点から犀川上流四百六十メートルの地点より上流九百メートルの区域	なまこ	四月十六日から十一月五日まで	さくらます	九月一日から十月三十一日まで
四 たい (全長〇〇センチメートル以下のものに限る。)	〇月〇日から〇月〇日まで	海面			河原田川輪島市上水道取水口から下流百六十メートルの区域	てんぐさ	四月一日から六月三十日まで(ただし、輪島市の地先海域及び七ツ島、舳倉島周辺海域に限り四月一日から五月三十一日までとする。)	やまめ	十月一日から翌年二月末日まで
五 にじます (全長〇〇センチメートル以下のものに限る。)	〇月〇日から〇月〇日まで	内水面	三 あゆ	九月十五日から十一月三十日まで	手取川本流北陸線下流鉄橋下流端から手取川大橋下流端までの区域	えごのり	四月一日から七月十五日まで(ただし、輪島市の地先海域及び七ツ島、舳倉島周辺海域に限り四月一日から五月三十一日までとする。)	いwana	十月一日から翌年二月末日まで
六 ます (にじますを除き、全長〇〇センチメートル以下のものに限る。)	〇月〇日から〇月〇日まで	内水面	四 あまご	十月一日から翌年三月三十一日まで	内水面	ほんだわら	一月一日から六月三十日まで	あまご	十月一日から翌年三月三十一日まで
七 いせえび (体長〇〇センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	五 いwana (全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面			かじか(方言ごり)	三月一日から五月三十一日まで(河川に限る。)
八 いせえび (体長〇〇センチメートルを超えるものに限る。)	九月一日から九月三十日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度 〇〇分 〇〇秒東経 〇〇度 〇〇分 〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度 〇〇分	六 いwana (全長十五センチメートルを超えるものに限る。)	十月一日から翌年二月末日まで	内水面				
						2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。 (殻長の制限) 第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。		2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 (全長等の制限) 第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。	
						名称	大きさ	水産動物	全長
						おきあさり(あおさがい)	殻長三センチメートル以下	さくらます	十五センチメートル以下
						はまぐり	殻長三センチメートル以下	やまめ	十五センチメートル以下
						べにざらがい	殻長九センチメートル以下	いwana	十五センチメートル以下
						あわび	殻長十センチメートル以下	わかさぎ	四センチメートル以下
								うなぎ	三十センチメートル以下
								2 さけ、さくらます、あゆ、かじか、いwana、やまめ及びあまごの放産した卵は、これを採捕してはならない。 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物若しくはその卵又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 (昭五六規則二六・平七規則六・一部改正)	

都道府県漁業調整規則例			新 石川県漁業調整規則 (案)			旧 石川県海面漁業調整規則		旧 石川県内水面漁業調整規則		
		○○秒東経 ○○度○○分○○秒の点 ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点	る。)				下	第三十条 次の表の上欄に掲げる区域においては、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。		
九 あわび(殻長○○センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	七 うなぎ(全長三十センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面	2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。		大聖寺川下河崎橋上流端から上流二百五十メートル下流四百メートルの間の区域	九月一日から十月三十一日まで	あゆ
十 あわび(殻長○○センチメートルを超えるものに限る。)	○月○日から○月○日まで	海面	八 かじか(地方名称ごり)	三月一日から五月三十一日まで	内水面(河川に限る。)			犀川と伏見川との合流点から犀川上流四百六十メートルの地点より上流九百メートルの区域	九月一日から十月三十一日まで	あゆ
十一 はまぐり(殻長○○センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	九 さくらます(降海した後に遡河したものに限る。以下同じ。)(全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面			手取川本流北陸線下流鉄橋下流端から手取川大橋下流端までの区域	九月十五日から十一月三十日まで	あゆ
十二 はまぐり(殻長○○センチメートルを超えるものに限る。)	○月○日から○月○日まで	海面	十 さくらます(全長十五センチメートルを超えるものに限る。)	九月一日から十月三十一日まで	内水面			河原田川輪島市上水道取水口から下流百六十メートルの区域	九月一日から十月三十一日まで	あゆ
十三 ほたてがい	○月○日から○月○日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分	十一 さけ	周年	内水面			羽咋川県営逆水門から上流百八十メートル、下流百八十メートルの間の区域	十二月一日から翌年九月三十日まで	全魚種
			十二 やまめ(さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。)(全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面					
			十三 やまめ(全長十五センチメートルを超えるものに限る。)	十月一日から翌年二月末日まで	内水面					
			十四 わかさぎ(全長四センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面					
			十五 全ての魚類	十二月一日から翌年九月三十日まで	羽咋川県営逆水門から上流百八十メートル下流百八十					

都道府県漁業調整規則例			新 石川県漁業調整規則 (案)			旧 石川県海面漁業調整規則			旧 石川県内水面漁業調整規則		
		〇〇秒の点			メートルの間の区域						
		イ 北緯 〇〇度 〇〇分 〇〇秒東 経〇〇度 〇〇分 〇〇秒の点	十六 あこやがい (しんじゅがい)	十二月一日から翌年十月三十一日まで	海面 (東経百三十七度以西の北湾の区域に限る。)						
		ウ 北緯 〇〇度 〇〇分 〇〇秒東 経〇〇度 〇〇分 〇〇秒の点	十七 あわび (殻長十センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面						
		エ 北緯 〇〇度 〇〇分 〇〇秒東 経〇〇度 〇〇分 〇〇秒の点	十八 あわび (殻長十センチメートルを超えるものに限る。)	十月一日から十二月三十一日まで	海面						
		...	十九 おきあさり (あおさがい) (殻長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面						
		...	二十 はまぐり (殻長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面						
		...	二十一 べにざらがい (殻長九センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面						
		...	二十二 なまこ	四月十六日から十一月五日まで	海面						
		...	二十三 てんぐさ	四月一日から六月三十日まで	海面 (輪島市の地先海域並びに七ツ島及び舢倉島周辺海域を除く。)						
		...	二十四 てんぐさ	四月一日から五月三十一日まで	輪島市の地先海域並びに七ツ島及び舢倉島周辺海域						
		...	二十五 えごのり	四月一日か	海面 (輪島市						

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）			旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																																											
<p>2 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第○号から第○号までの規定は適用しない。</p> <p>3 第一項の表の第○号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p>		<p>ら七月十五日まで</p>	<p>の地先海域並びに七ツ島及び舢倉島周辺海域を除く。）</p>																																													
	<p>二十六 えごのり</p>	<p>四月一日から五月三十一日まで</p>	<p>輪島市の地先海域並びに七ツ島及び舢倉島周辺海域</p>																																													
	<p>二十七 ほんだわら</p>	<p>一月一日から六月三十日まで</p>	<p>海面</p>																																													
<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第四十二条 何人も、次の表の第一欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の第二欄に掲げる区域において、同表の第三欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第四欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="121 1598 780 1957"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>禁止区域</th> <th>禁止漁具・漁法</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川河口</td> <td>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</td> <td>手釣、竿釣(引掛竿釣及びこれに類するものを除</td> <td>〇月〇日から〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間	〇〇川河口	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面	手釣、竿釣(引掛竿釣及びこれに類するものを除	〇月〇日から〇月〇日まで		ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点				イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇			<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="834 1549 1478 1957"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梯川河口</td> <td>梯川河口中央より半径百メートル以内の区域</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>大野川河口</td> <td>大野川河口中央より半径百メートル以内の区域</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>羽咋川河口</td> <td>羽咋川河口中央より半径百メートル以内</td> <td>四月一日から六月三十日ま</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	禁止区域	禁止期間	梯川河口	梯川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで	大野川河口	大野川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで	羽咋川河口	羽咋川河口中央より半径百メートル以内	四月一日から六月三十日ま	<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第四十一条 次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1549 2169 1957"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梯川河口</td> <td>梯川河口中央より半径百メートル以内の区域、ただし、水戸塞りの際は漁業の操業を妨げない。</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>大野川河口</td> <td>大野川河口中央より半径百メートル以内の区域</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	禁止区域	禁止期間	梯川河口	梯川河口中央より半径百メートル以内の区域、ただし、水戸塞りの際は漁業の操業を妨げない。	四月一日から六月三十日まで	大野川河口	大野川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで	<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第三十一条 次の表の上欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="2228 1549 2867 1917"> <thead> <tr> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梯川河口中央より半径百メートル以内の区域(水戸塞りの際を除く。)</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>大野川河口中央より半径百メートル以内の区域</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> <tr> <td>羽咋川河口中央より半径百メートル以内の区域</td> <td>四月一日から六月三十日まで</td> </tr> </tbody> </table>	禁止区域	禁止期間	梯川河口中央より半径百メートル以内の区域(水戸塞りの際を除く。)	四月一日から六月三十日まで	大野川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで	羽咋川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで
河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間																																													
〇〇川河口	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面	手釣、竿釣(引掛竿釣及びこれに類するものを除	〇月〇日から〇月〇日まで																																													
	ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点																																															
	イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇																																															
河川名	禁止区域	禁止期間																																														
梯川河口	梯川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで																																														
大野川河口	大野川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで																																														
羽咋川河口	羽咋川河口中央より半径百メートル以内	四月一日から六月三十日ま																																														
名称	禁止区域	禁止期間																																														
梯川河口	梯川河口中央より半径百メートル以内の区域、ただし、水戸塞りの際は漁業の操業を妨げない。	四月一日から六月三十日まで																																														
大野川河口	大野川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで																																														
禁止区域	禁止期間																																															
梯川河口中央より半径百メートル以内の区域(水戸塞りの際を除く。)	四月一日から六月三十日まで																																															
大野川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで																																															
羽咋川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで																																															

都道府県漁業調整規則例				新 石川県漁業調整規則 (案)			旧 石川県海面漁業調整規則			旧 石川県内水面漁業調整規則
秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点	く。) 以	外の漁		の区域	で		羽咋川河口	羽咋川河口中央より半径百メートル以内の区域	四月一日から六月三十日まで	
ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点		具・漁法					(河口付近におけるさけ採捕の制限)			
エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点			2 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる期間中、さけを採捕してはならない。				第四十一条の二 次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる期間は、さけを採捕してはならない。			
				河川名	禁止区域	禁止期間	名称	禁止区域	禁止期間	
				手取川河口	次のイ、ロ、ハ及びニを順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線及び北陸自動車道手取川橋下流端によって囲まれた区域	十月一日から十二月三十一日まで	手取川河口	次のイ、ロ、ハ及びニを順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線及び北陸自動車道手取川橋下流端によって囲まれた区域	十月一日から十二月三十一日まで	
				イ	北緯三十六度二十八分三十四秒東経百三十六度二十八分二十一秒の点		イ	石川県白山市湊町地内大日本インキ化学工業株式会社美川工場煙突		
				ロ	北緯三十六度二十九分二十秒東経百三十六度二十七分二十四秒の点		ロ	イから北西二千メートルの点		
				ハ	北緯三十六度三十分二十四秒東経百三十六度二十八分二十一秒の点		ハ	ニから北西二千六百メートルの点		
				ニ	北緯三十六度二十九分二十五秒東経百三十六度二十九分三十五秒の点		ニ	石川県白山市美川浜町地内白山市美川高架水槽		
										(水産動物の移植の制限) 第三十二条 オオクチバス属の魚(オオクチバス、コクチバス及びこれらの亜種の魚を除き、その卵を含む。以下この条において同じ。)は、これを移植してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2 前項ただし書の規定によるオオクチバス属の魚の移植の許可(以下「移植の許可」という。)を受けようとする者

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則												
			<p>は、別記様式第九号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請書のほか、移植の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</p> <p>4 知事は、移植の許可をしたときは、申請者に別記様式第十号による許可証を交付する。</p> <p>5 知事は、移植の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>6 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>7 移植の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反してオオクチバス属の魚の移植をしてはならない。</p> <p>8 移植の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>9 第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。</p> <p>10 移植の許可(第八項の規定による許可を含む。)を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第四項(前項の規定により準用する場合を含む。)の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p>												
<p>(夜間の採捕の禁止)</p> <p>第四十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により午前零時から午前〇時まで及び午後〇時から午後十二時までの間、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 〇〇網（内水面において採捕する場合に限る。）</p> <p>二 〇〇網</p>	<p>(定めない)</p>														
<p>(火船の数の制限)</p> <p>第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄の隻数の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="142 1726 780 1864"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>火船の数の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>〇隻以下</td> </tr> <tr> <td>〇〇漁業</td> <td>〇隻以下</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	火船の数の範囲	〇〇漁業	〇隻以下	〇〇漁業	〇隻以下	<p>(定めない)</p> <p>(※全て許可の条件として対応)</p>	<p>(電気設備の制限)</p> <p>第四十二条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船の電気設備は、一統につき、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1726 2175 1953"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>総設備容量の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>発電機(蓄電池を含む。) 二十七・五キロワット</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>発電機(蓄電池を含む。) 十五キロワット</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	総設備容量の範囲	中型まき網漁業	発電機(蓄電池を含む。) 二十七・五キロワット	小型まき網漁業	発電機(蓄電池を含む。) 十五キロワット	
漁業の種類	火船の数の範囲														
〇〇漁業	〇隻以下														
〇〇漁業	〇隻以下														
漁業の種類	総設備容量の範囲														
中型まき網漁業	発電機(蓄電池を含む。) 二十七・五キロワット														
小型まき網漁業	発電機(蓄電池を含む。) 十五キロワット														

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則		旧 石川県内水面漁業調整規則												
		<table border="1"> <tr> <td>敷網漁業(八そう張網漁業に限る。)</td> <td>発電機(蓄電池を含む。) 二十七・五キロワット</td> </tr> <tr> <td>敷網漁業(八そう張網漁業を除く)</td> <td>発電機(蓄電池を含む。) 十五キロワット</td> </tr> <tr> <td>さし網漁業(かつおを目的とする流し網漁業に限る。)</td> <td>発電機(蓄電池を含む。) 十キロワット</td> </tr> </table>	敷網漁業(八そう張網漁業に限る。)	発電機(蓄電池を含む。) 二十七・五キロワット	敷網漁業(八そう張網漁業を除く)	発電機(蓄電池を含む。) 十五キロワット	さし網漁業(かつおを目的とする流し網漁業に限る。)	発電機(蓄電池を含む。) 十キロワット								
敷網漁業(八そう張網漁業に限る。)	発電機(蓄電池を含む。) 二十七・五キロワット															
敷網漁業(八そう張網漁業を除く)	発電機(蓄電池を含む。) 十五キロワット															
さし網漁業(かつおを目的とする流し網漁業に限る。)	発電機(蓄電池を含む。) 十キロワット															
	(削除) (※制限措置として対応)	<p>2 次の表の上欄に掲げる漁業には、一統につき、それぞれ同表下欄に掲げる隻数をこえる火船を使用してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>火船の隻数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>三隻</td> </tr> <tr> <td>小型まき網漁業</td> <td>二隻</td> </tr> <tr> <td>敷網漁業(八そう張網漁業に限る。)</td> <td>三隻</td> </tr> <tr> <td>敷網漁業(八そう張網漁業を除く)</td> <td>二隻</td> </tr> <tr> <td>さし網漁業(かつおを目的とする流し網漁業に限る。)</td> <td>一隻</td> </tr> </tbody> </table>		漁業の種類	火船の隻数	中型まき網漁業	三隻	小型まき網漁業	二隻	敷網漁業(八そう張網漁業に限る。)	三隻	敷網漁業(八そう張網漁業を除く)	二隻	さし網漁業(かつおを目的とする流し網漁業に限る。)	一隻	
漁業の種類	火船の隻数															
中型まき網漁業	三隻															
小型まき網漁業	二隻															
敷網漁業(八そう張網漁業に限る。)	三隻															
敷網漁業(八そう張網漁業を除く)	二隻															
さし網漁業(かつおを目的とする流し網漁業に限る。)	一隻															
<p>(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)</p> <p>第四十五条 次の表の上欄に掲げる区域において溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>魚道を開通すべき範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川</td> <td>河川流幅の〇分の一以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	魚道を開通すべき範囲	〇〇川	河川流幅の〇分の一以上	<p>(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)</p> <p>第三十九条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。</p>	<p>(漁船の総トン数の制限)</p> <p>第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業には、それぞれ同表下欄に掲げる総トン数をこえる漁船を使用してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>総トン数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごち網漁業</td> <td>十トン</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業手繰第一種漁業</td> <td>十トン(石川県珠洲市禄剛埼突端正東の線以南の海域において操業するもの)</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業手繰第二種及び第三種漁業</td> <td>五トン(石川県珠洲市禄剛埼突端正東の線以南の海域において操業するもの)</td> </tr> </tbody> </table>		漁業種類	総トン数	ごち網漁業	十トン	小型機船底びき網漁業手繰第一種漁業	十トン(石川県珠洲市禄剛埼突端正東の線以南の海域において操業するもの)	小型機船底びき網漁業手繰第二種及び第三種漁業	五トン(石川県珠洲市禄剛埼突端正東の線以南の海域において操業するもの)	<p>(さく河魚類の通路を遮断して行う採捕の制限)</p> <p>第三十四条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合は、河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。 (平七規則六・一部改正)</p>
区 域	魚道を開通すべき範囲															
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上															
漁業種類	総トン数															
ごち網漁業	十トン															
小型機船底びき網漁業手繰第一種漁業	十トン(石川県珠洲市禄剛埼突端正東の線以南の海域において操業するもの)															
小型機船底びき網漁業手繰第二種及び第三種漁業	五トン(石川県珠洲市禄剛埼突端正東の線以南の海域において操業するもの)															

都道府県漁業調整規則例		新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則		
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上					
<p>（遊漁者等の漁具漁法の制限）</p> <p>第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 竿釣及び手釣</p> <p>二 たも網及び叉手網</p> <p>三 投網（船を使用しないものに限る。）</p> <p>四 やす、は具</p> <p>五 徒手採捕</p> <p>六 ……</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合</p>		<p>（遊漁者等の漁具漁法の制限）</p> <p>第四十条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 竿釣及び手釣</p> <p>二 たも網及び叉手網</p> <p>三 投網（船を使用しないものに限る。）</p> <p>四 やす、は具</p> <p>五 徒手採捕</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合</p>		<p>（遊漁者等の漁具漁法の制限）</p> <p>第四十五条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 竿釣及び手釣</p> <p>二 たも網及び叉手網</p> <p>三 投網（船を使用しないものに限る。）</p> <p>四 やす、は具</p> <p>五 徒手採捕</p>		
<p>（有害物質の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>		<p>（有害物質の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第四十一条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>		<p>（有害物の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第三十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>		<p>（有害物の遺棄漏せつの禁止）</p> <p>第二十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>
<p>（漁場内の岩礁破砕等の許可）</p> <p>第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 免許番号</p> <p>四 区域</p>		<p>（漁場内の岩礁破砕等の許可）</p> <p>第四十二条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 免許番号</p>		<p>（漁場内の岩礁破砕等の許可）</p> <p>第四十三条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするにあたり、制限又は条件をつけることがある。</p>		

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>五 期間</p> <p>六 補償の措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p>	<p>四 区域</p> <p>五 期間</p> <p>六 補償の措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p>		
<p>（砂れきの採取禁止）</p> <p>第四十九条 内水面のうち第三十五条、第四十条及び第四十一条第一項の表の第〇号から第〇号までに規定する禁止区域並びに直轄管理河川等（一級河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間及び国土交通大臣の直轄工事が施行される海岸保全区域をいう。以下同じ。）以外で別表に掲げる区域（又は直轄管理河川等以外で別途知事が公示する区域）において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事をを行うものを含む。）による場合</p> <p>二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十九年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合</p>	<p>（砂れきの採取禁止）</p> <p>第四十三条 内水面のうち第三十六条各号及び第三十七条の表の第二号、第三号及び第十五号に掲げる禁止区域並びに別途知事が公示する区域において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事をを行うものを含む。）による場合</p> <p>二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第七条に規定する知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合</p>		<p>（砂れきの採取等禁止）</p> <p>第三十三条 第二十九条及び第三十条に規定する採捕の禁止区域並びに別途知事が公示する区域において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事をを行うものを含む。）による場合</p> <p>二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第七条に規定する知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合</p>
<p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、</p>	<p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第四十四条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及</p>	<p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第四十六条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第十号による申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第三十五条 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ、水産動物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第十一号による申請書を知事に提出しなければならない。</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 目的</p> <p>三 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p> <p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)</p> <p>六 採捕の期間及び区域</p> <p>七 使用する漁具及び漁法</p> <p>八 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の期間及び区域</p> <p>五 使用する漁具及び漁法</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>八 許可の有効期間</p> <p>九 条件</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。</p>	<p>び代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 目的</p> <p>三 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p> <p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)</p> <p>六 採捕の期間及び区域</p> <p>七 使用する漁具及び漁法</p> <p>八 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の期間及び区域</p> <p>五 使用する漁具及び漁法</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>八 許可の有効期間</p> <p>九 条件</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。</p>	<p>3 知事は、前項の許可をしたときは、別記様式第十一号による許可証を交付する。</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。</p> <p>7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。</p>	<p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、当該申請者に別記様式第十二号による許可証を交付する。</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行つてはならない。</p> <p>7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第十条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>(平七規則六・一部改正)</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>第四章 漁業の取締り （停泊命令等）</p> <p>第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>第四章 漁業の取締り （停泊命令等）</p> <p>第四十五条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>（許可船舶に対するてい泊命令及び検査）</p> <p>第四十七条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶のてい泊を命ずることがある。漁業法第百三十四条第一項の規定による検査を行なわせるときも同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとする。</p> <p>3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。</p> <p>（無許可船に対するてい泊命令）</p> <p>第四十九条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることがある。</p> <p>2 前項の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとする。</p> <p>3 第一項の場合には、第四十七条第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>（無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等）</p> <p>第五十条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し若しくは使用する虞があると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もつばら当該漁業</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
		<p>の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又はみずからこれらの設備の封印をすることがある。</p>	
<p>（船長等の乗組み禁止命令）</p> <p>第五十二条 知事は、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>（船長等の乗組み禁止命令）</p> <p>第四十六条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>（船長等の乗組み禁止命令）</p> <p>第四十八条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。</p> <p>2 前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。</p>	
<p>（衛星船位測定送信機等の備付け命令）</p> <p>第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p> <p>二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>イ 当該船舶を特定することができる情報</p> <p>ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p>	<p>（衛星船位測定送信機等の備付け命令）</p> <p>第四十七条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p> <p>二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>イ 当該船舶を特定することができる情報</p> <p>ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p>		
<p>（停船命令）</p> <p>第五十四条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p>	<p>（停船命令）</p> <p>第四十八条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p>	<p>（停船命令）</p> <p>第五十一条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p>	<p>2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による、検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 様式第二号による信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p>	<p>2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 別記様式第十二号による信号旗Lを掲げる。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回及び短音二回）を約七秒の間を置いて連続して行う。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回及び短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p>	
<p>第五章 雑則</p> <p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第五十五条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第五章 雑則</p> <p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第四十九条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第五十二条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）</p> <p>第三十六条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p>	<p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第五十条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p>	<p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第五十三条 前条の標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。</p>	<p>（標識の書換え又は再設置等）</p> <p>第三十七条 前条の標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p>
<p>（定置漁業等の漁具の標識）</p> <p>第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p>	<p>（定置漁業等の漁具の標識）</p> <p>第五十一条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p>	<p>（定置漁業等の漁具の標識）</p> <p>第五十四条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第十三号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上1・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p>	
<p>（はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識）</p>	<p>（流し網漁業の漁具の標識）</p>	<p>（流し網漁業の漁具の標識）</p>	

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>第五十八条 次に掲げるはえ縄漁業及び流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>一 〇〇はえ縄漁業及び〇〇はえ縄漁業</p> <p>二 〇〇流し網漁業及び〇〇流し網漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない</p>	<p>第五十二条 いわし流し網漁業及びさば流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上・五メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p>	<p>第五十五条 次に掲げる流し網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中網の両端に、水面上・五メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>いわし流し網漁業及びさば流し網漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p>	
<p>（内水面漁場管理委員会）</p> <p>第五十九条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p>	<p>（内水面漁場管理委員会）</p> <p>第五十三条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p>		
<p>（添付書類の省略）</p> <p>第六十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p>	<p>（添付書類の省略）</p> <p>第五十四条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p>		
<p>第六章 罰則</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反した者</p>	<p>第六章 罰則</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条の規定に違反した者</p> <p>二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一</p>	<p>第四章 罰則</p> <p>第五十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第十五条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十一条から第四十二条まで、第四十三条第一項、第四十四条又は第四十六条第六項の規定に違反した者</p>	<p>第四章 罰則</p> <p>第三十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第六条の規定による許可を受けずに水産動物を採捕した者</p> <p>二 第十三条、第二十四条第一項、第二十五条から第三十一条まで、第三十二条第一項若しくは第七項、第三</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
<p>二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項(第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>	<p>項若しくは第二項又は第四十二条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十一条第二項又は第四十六条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>	<p>二 第十四条、第三十二条第一項、第四十三条第三項又は第四十六条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者</p> <p>四 第三十四条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項又は第五十条の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>	<p>十三条、第三十四条又は第三十五条第六項の規定に違反した者</p> <p>三 第十二条、第二十二条第一項、第三十二条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十五条第四項(同条八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>四 第二十二条第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者</p> <p>五 第二十四条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>
<p>第六十二条 第二十五条第一項(第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十四条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>第五十六条 第二十五条第一項(第四十四条第八項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>第五十七条 第十一条第一項(第四十六条第九項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定に違反した者は、科料に処する。</p>	<p>第三十九条 第十条第一項若しくは第二項の規定(第三十五条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第十項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>
<p>第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p>第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十五条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p>第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第五十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p>第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>
<p>第六十四条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項(第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。)の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。)の規定、第三十四条第十二項の規定又は第五十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>第五十八条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項(第四十四条第八項において準用する場合を含む。)の規定、第二十六条から第二十八条、第三十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)の規定、第三十三条第十二項の規定又は第四十四条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>第五十九条 第十一条第三項(第四十六条第九項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十六条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>第四十一条 第十条第三項(第三十五条第九項において準用する場合を含む。)、第十一条、第十五条、第十六条、第十八条第一項若しくは第二項、第三十二条第六項又は第三十五条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>
	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。 (石川県内水面漁業調整規則の廃止)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 石川県漁業調整規則(昭和二十六年九月石川県規則第四十六号)及び石川県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 石川県内水面漁業調整規則(昭和二十六年九月石川県規則第四十七号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。</p>

都道府県漁業調整規則例	新 石川県漁業調整規則（案）	旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則																
	<p>2 石川県内水面漁業調整規則（昭和四十四年石川県規則第四十四号）は、廃止する。 （内水面の採捕の許可に関する経過措置）</p> <p>3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。次項において「改正法」という。）附則第二十九条の規定により改正後の第三十三条第一項の許可を受けたものとみなされる場合については、前項の規定による廃止前の石川県内水面漁業調整規則（次項において「旧内水面調整規則」という。）第十三条の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。 （試験研究等の適用除外に関する経過措置）</p> <p>4 改正法附則第二十九条の規定により改正後の第四十四条第一項の許可を受けたものとみなされる場合については、改正前の第四十六条第六項及び旧内水面漁業調整規則第三十五条第六項の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>5 この規則の施行前にした行為及び前二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>二十七年三月石川 県規則第四号) (以下「旧規則」という。)は廃止する。</p> <p>3 旧規則の規定に基づいてした許可及び認可その他知事の処分であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいてしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は従前の許可の残存期間とする。</p> <p>4 この規則施行前に漁業法第六十六条第一項の規定に基づいてした許可であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものの許可の有効期間は、原則として従前の許可の残存期間とする。ただし、中型まき網漁業については、その残存期間の最も長い許可の有効期間である昭和四十二年十月三十一日に満了するものとみなす。</p> <p>5 この規則施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。</p> <p>6 この規則の施行前十九日以内に漁業の許可又は認可を受けたものが死亡し、又は解散しその相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が当該漁業の許可又は起業の認可を受けていない場合には、この規則の施行日をもつて死亡し、又は解散した日とみなす。</p> <p>7 この規則施行の際石川県羽咋郡富来町、福浦灯台中心点正西の線以南の海域において動力漁船によりたこつぼ漁業を営んでいる者は、昭和四十年五月一日までの間は、この規則の規定にかかわらず、許可を受けずに当該漁業を営むことができる。</p> <p>8 この規則施行の際、現に旧規則による許可を受けている船舶についてしている許可番号の表示は、その許可の有効期間中は、なお従前の例による。</p> <p>9 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>3 旧規則の規定に基づいてした許可その他知事の処分であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいてしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、従前の残存期間とする。</p> <p>4 この規則施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。</p> <p>5 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。</p>																
<p>様式第一号</p> <table border="1" data-bbox="133 1591 768 1957"> <thead> <tr> <th>漁業</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業</td> <td>ホク打123</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち自家用釣り餌料びき網漁業</td> <td>ホク自123</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち手繰三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするもの）</td> <td>ホク手123</td> </tr> </tbody> </table>	漁業	様式	小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ホク打123	小型機船底びき網漁業のうち自家用釣り餌料びき網漁業	ホク自123	小型機船底びき網漁業のうち手繰三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするもの）	ホク手123	<p>様式第一号（第三十一条関係）</p> <table border="1" data-bbox="822 1591 1478 1957"> <thead> <tr> <th>漁業</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業</td> <td>イシ打123</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業</td> <td>イシ自123</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち手繰三種漁業（第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするもの）</td> <td>イシ手123</td> </tr> </tbody> </table>	漁業	様式	小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業	イシ打123	小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	イシ自123	小型機船底びき網漁業のうち手繰三種漁業（第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするもの）	イシ手123		
漁業	様式																		
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ホク打123																		
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣り餌料びき網漁業	ホク自123																		
小型機船底びき網漁業のうち手繰三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするもの）	ホク手123																		
漁業	様式																		
小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業	イシ打123																		
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	イシ自123																		
小型機船底びき網漁業のうち手繰三種漁業（第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするもの）	イシ手123																		

都道府県漁業調整規則例		新 石川県漁業調整規則（案）		旧 石川県海面漁業調整規則	旧 石川県内水面漁業調整規則
るものに限る。)		限る。)			
上記以外の小型機船底びき網漁業	ホ ク 1 2 3	その他の小型機船底びき網漁業	イ シ 1 2 3		
小型さけ・ます流し網漁業	ホク流 1 2 3	小型さけ・ます流し網漁業	イシ流 1 2 3		
備考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、間隔は二・五センチメートル以上とする		備考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、間隔は二・五センチメートル以上とする。			